

岐阜県中小企業総合人材確保センター運営委託業務  
(令和3年度～令和5年度)  
プロポーザル募集要領

令和3年1月27日

岐阜県商工労働部産業人材課

## 目 次

第1	募集の内容	
1	委託業務等	3
2	委託契約期間	3
3	委託費の上限	3
4	関連事業	4
第2	プロポーザルに係る事項	
1	プロポーザル参加の要件	4
2	企画提案書の作成	5
	(1) 岐阜県内企業の人材確保、定着に向けた考え方	5
	(2) 事業の実施計画	5
	(3) 事業の体制整備	5
	(4) 本社・本部等からのサポート体制	5
	(5) 設定目標	5
	(6) 提案者の能力	6
3	プロポーザルの手続等	6
	(1) スケジュール	6
	(2) 募集要領等の公表・配布	6
	(3) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表	6
	(4) プロポーザル参加申込書の受付	7
	(5) 企画提案書等、書類の受付	7
	(6) プロポーザル参加に際しての注意事項	8
	(7) 見積書作成に当たっての注意事項	8
	(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所	9
第3	評価に係る事項	
1	評価方法	9
2	プロポーザル評価会議	9
3	評価項目及び評価内容	10
第4	選定に係る事項	
1	最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法	10
2	複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い	10
3	提案者が1者又はない場合の取り扱い	10
4	評価結果等の通知及び公表	10
第5	契約の締結	11
第6	業務の適正な実施に関する事項	
1	関係法令の遵守	11
2	業務の一括再委託の禁止	11
3	個人情報保護	11

4	守秘義務	1 1
5	事業報告書の提出	1 1
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	1 2
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	1 2
第8	その他	1 2
第9	問い合わせ先及び各種書類の提出先	1 2
別表	評価項目及び評価内容	1 3

## 岐阜県中小企業総合人材確保センター運営委託業務

### プロポーザル募集要領

本県では平成29年度に、中小企業総合人材確保センターを立ち上げ、企業の人材確保と求職者への就労支援を実施しています。

新型コロナウイルスの影響により、高止まりが続いていた本県の有効求人倍率も激変しており、就労の場や機会を失った求職者の増加が予測される一方、依然として県内企業は人材不足が続いており、求職者が希望する業種・職種や雇用形態と企業の需要にミスマッチが生じていることも課題となっています。

本事業においては、「岐阜県中小企業総合人材確保センター」において、企業の人材確保と求職者への就労支援を総合的に実施する相談窓口を設置・運営するとともに、企業の採用力向上、多様な人材が活躍・定着できる職場環境づくりの推進、求職者やU I J ターン希望者等とのマッチング機会の創出など各種事業の実施により、企業の人材確保を強力に支援し、併せて求職者等の安定的な就労並びに県内定着を促進します。

上記事業を委託するため、プロポーザルにより事業者を募集します。

#### ※留意事項

本委託業務に関する予算は、現在、令和3年度岐阜県一般会計予算要求をしている段階であり、令和3年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご承知願います。

また、今後の予算協議の状況に応じ、予算が減額された場合は、決定した予算の範囲内で事業が実施できるよう、提案内容を調整して仕様を確定することとなりますので、ご了承ください。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、岐阜県においては、その損害について一切負担しません。

### 第1 募集の内容

#### 1 委託業務等

別添仕様書のとおり

#### 2 委託契約期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

ただし、

別添仕様書「3 委託業務の内容（13）」については、

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 3 委託費の上限

376,733千円（消費税額及び地方消費税額込み）

※ただし、各年度の上限額は以下のとおり

令和3年度：136,239千円（消費税額及び地方消費税額込み）

令和4年度：120,247千円（消費税額及び地方消費税額込み）

令和5年度：120,247千円（消費税額及び地方消費税額込み）

#### 4 関連事業

本事業は、「プロフェッショナル人材センター運営事業」（岐阜県）、「外国人材活用推進事業」（岐阜県）、「正規雇用促進事業」（岐阜県）、と一体的に実施していくこととしているため、本事業の受託者にはこれらの事業について、別途委託契約を単年度ごとに締結する可能性があります。（別添 関連事業概要）

また、「若年者地域連携事業」（厚生労働省）、「大学生等県内就職促進事業」（岐阜県）、「大学生等県内就職情報発信事業」（岐阜県）、「外国人留学生県内就職促進事業」（岐阜県）、「オール岐阜・企業フェス開催事業」（岐阜県）等との連携を図ることとしているため、受託者はこれらの各種事業の遂行に協力していただきます。

### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することで、本事業の目的である、企業の人材確保、求職者の生活安定の確保及び再就職の支援を総合的に行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあつては、下記（1）から（11）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員を含むすべての構成員が（1）から（10）までのすべての要件を満たし、かつ構成員のうち少なくとも1者が（11）の要件を満たす必要があるものとします。

- （1） 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3） プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （4） 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5） 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及

びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間中に受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (9) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (10) 岐阜県税について未納の徴収金(執行猶予に係るものを除く。)がないこと。
- (11) 平成29年度以降に、都道府県が年間を通して実施する企業の人材確保支援又は求職者支援事業の受注実績を有すること。

## 2 企画提案書・見積書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1・様式2に沿って作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

### <様式1> 企画提案書

#### (1) 岐阜県内企業の人材確保、定着に向けた考え方

- ① 岐阜県内企業の人材確保・定着への課題整理及びそれらの課題解決に向けた提案
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応など事業背景を理解した提案

#### (2) 事業の実施計画

別添仕様書「3 委託業務の内容」を参照し、以下の実施計画を提出すること。

- ① 企業支援の相談窓口の設置・運営に関する事
- ② 求職者支援の相談窓口の設置・運営に関する事
- ③ 出張相談会等の開催に関する事
- ④ 企業向けセミナー等の開催に関する事
- ⑤ 合同企業説明会の開催に関する事
- ⑥ 県外からの人材確保の促進に関する事
- ⑦ 求職者向け就活セミナー等の開催に関する事
- ⑧ 多様な人材の雇用支援に関する事
- ⑨ 広報業務に関する事

#### (3) 事業の体制整備

- ① 人員体制
- ② スタッフの資格・経験・能力等
- ③ スタッフのスキル向上策
- ④ 県内関係団体等の連携について

#### (4) 本社・本部等からのサポート体制

サポート体制の内容について記載してください。

### (5) 設定目標

年度ごとに目標とする数値を記載してください。

- ① 相談対応企業数（社数）
- ② 個別支援（ジンサポ！Assist）実施企業数（社数）
- ③ 個別支援（ジンサポ！Assist）に対する満足度（％）
- ④ 個別支援（ジンサポ！Assist）実施企業における人材確保数（社数・人数）
- ⑤ ジンチャレ！新規登録者数
- ⑥ ジンチャレ！就職相談数

### (6) 提案者の能力

- ① 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 社会的課題への取り組み

#### <様式2> 見積書

※ 企画提案書で提案した内容は、すべて見積書に反映してください。

※ 行は実情に応じて追加・削除してください。

※ 列幅は実情に応じて調整してください。

※ 当該様式に沿ったものであれば、エクセル等を利用して作成しても構いません。

## 3 プロポーザルの手続等

### (1) スケジュール

項目	日程
① 募集要領等の公表・配布	令和3年1月27日（水）～令和3年2月18日（木）
② 募集要領等に関する質問受付	令和3年1月27日（水）～令和3年2月16日（火）
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和3年1月27日（水）～令和3年2月18日（木）
④ 企画提案書受付期間	令和3年1月27日（水）～令和3年2月25日（木）
⑤ プロポーザル評価会議	令和3年3月上旬（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	令和3年3月中旬（予定）

### (2) 募集要領等の公表・配布

- ① 配布日時 **令和3年1月27日（水）～令和3年2月18日（木）まで**

午前8時30分～午後5時15分（土日、祝祭日、振替休日を除く）

- ② 配布場所 岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁11階）

※ 募集要領等は、岐阜県ウェブサイト内の「公開型プロポーザル」ページ

（トップ > 入札・公売 > 入札公告（WTO 案件以外） > 公募型プロポーザル）

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/list109-351.html>

### (3) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間

**令和3年1月27日（水）～令和3年2月16日（火）午後5時15分まで**

- ② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を産業人材課あてに郵送、FAX又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号)  
FAX 058-278-2676  
電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県商工労働部産業人材課のホームページ上にて公開します。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

**令和3年1月27日(水)～令和3年2月18日(木)まで**

午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

②提出書類

- ア 参加申込書(別紙2)
- イ 共同体構成員届出書(別紙3)(該当する場合のみ)
- ウ 共同体協定書(別紙4)(該当する場合のみ)
- エ 共同体委任状(別紙5)(該当する場合のみ)
- オ 岐阜県納税証明書(全税目に未納の徴収金のない旨の証明書)  
※岐阜県内に事業所等を有しない場合又は「岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に記載されている場合は、省略することができます。

③提出部数 1部

④提出方法

- ・ 企画提案参加希望者は、参加申込書(別紙2)を産業人材課まで持参又は郵送(必着)により提出してください。
- ・ 郵送の場合は、簡易書留等配達記録が残るものとし、令和3年2月18日(木)午後5時15分必着としてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

**令和3年1月27日(水)～令和3年2月25日(木)まで**

午前8時30分～午後5時15分(土日、祝祭日、振替休日を除く)

②提出書類

- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<様式1>  
別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。
- イ 見積書・・・<様式2>
- ウ 企業等に関する書類  
(ア) 履歴事項全部証明書(提出日において発行日から30日以内のもの)  
(イ) 法人等概要書・・・<様式3>  
(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表のいずれかを(可能な場合はどちらも)提出してください。  
※共同体として応募する場合、上記ウの(ア)を除く書類は、すべての者の分を提出してください。



エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式4＞

③提出部数

11部（正本1部、副本10部）

④提出方法

- ・ 産業人材課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・ 郵送の場合も、令和3年2月25日（木）午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は必ず「簡易書留」としてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

**（6）プロポーザル参加に際しての注意事項**

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要領に違反すると認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書を提出した後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、

辞退届（様式自由）を産業人材課に持参又は郵送により申し出てください。

### **(7) 見積書作成に当たっての注意事項**

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。  
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書（様式2）に記載してください。
- ② 見積にあたっては、以下の点に留意してください。
  - ア 見積費用は、見積書（様式2）のとおり作成してください。それぞれの事業に要する旅費、通信運搬費、事務用消耗品費、出張する際に使用する普通自動車のリース代、燃料費、高速代、広報費、セミナー経費、法律相談経費、その他センター運営に要する雑費、一般管理費のほか、以下イ及びウに係る経費を含めて記載ください。
  - イ スタッフ人件費（「委託業務仕様書 4 業務実施体制」及び「令和3年度求職者支援事業特記仕様書」に計上する人員分）  
※ただし、提案により上記の数量以上の人員を配置する場合は、その人件費分も計上してください。
  - ウ 備品賃借料（パソコン、複合機、事務用机・椅子、相談用机・椅子、ロッカー、書庫、収納庫、パーテーション、パンフ配架台、案内看板等）（詳細は委託業務仕様書を参照）
  - エ シンクタンク庁舎執務室及び出張相談窓口の運営に必要となる施設使用料、共益費、駐車場使用料、電気・水道料、電球等の消耗品代、害虫駆除等の役務費、修繕費等の施設維持費は県が直接負担しますので、計上の必要はありません。
  - オ 一般管理費は、見積書（様式2）のとおり、人件費及び事業費の合計額の10%以内とってください。

### **(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所**

岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係

（注意）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

## **第3 評価に係る事項**

### **1 評価方法**

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県中小企業総合人材確保センター運営委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

### **2 プロポーザル評価会議**

#### **① 開催日時**

#### **令和3年3月上旬（予定）**

プレゼンテーションの開始時間については、後日、提案参加者に個別に通知します。

#### **② 開催場所**

岐阜県シンクタンク庁舎 会議室  
(岐阜市藪田南5丁目14-12) (予定)

③企画提案の所要時間

プレゼンテーション 30分間以内  
評価会議構成員からの質疑 10分間～15分間

④注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は4名までとしてください。(共同体においても1共同体当たり4名までとします)
- ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません、企画提案書受付期間内に提出した資料(受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可)のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはしません。

3 評価項目及び評価内容

別表「プロポーザル評価基準」のとおり。

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定方法

- ・上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

なお、評価点と同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の合計点数を当該順位となった提案者の数を除して得られる点数とします。

2 複数順位点の合計が同じである者が生じた場合の取り扱い

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

3 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

4 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者(契約交渉の相手方)が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
  - ② 全提案者の名称（申込順）
  - ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
  - ④ 最優秀提案者の選定理由
  - ⑤ 評価会議構成員の氏名
  - ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

## **第5 契約の締結**

### **1 契約方法**

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

- ※ 今後の予算協議、県議会において、予算が減額された場合は、決定した予算の範囲内で事業が実施できるよう、提案内容を調整して仕様を確定することとなりますので、ご了承願います。

### **2 契約保証金**

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

## **第6 業務の適正な実施に関する事項**

### **1 関係法令の遵守**

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

### **2 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、委託業務の一部を委託することができます。

### **3 個人情報保護**

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

### **4 守秘義務**

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

## 5 事業報告書の提出

受託者は、毎月、県が指定する事項を記載した事業報告書を作成し、翌月の10日までに県に提出してください。

なお、毎年度3月分については、当月の31日までに提出してください。

## 第7 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、受託者は契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

## 第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁11階）

岐阜県商工労働部産業人材課 人材確保係

TEL 058-272-8406（直通）

058-272-1111（内線3292）

FAX 058-278-2676

電子メールアドレス c11369@pref.gifu.lg.jp

別表

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を180点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、業務の実施計画及び実施体制等に関する評価点合計値の6割を最低基準とする。

(1) 岐阜県内企業の人材確保、定着に向けた考え方についての評価

評価項目		評価基準点					
		15点	12点	9点	6点	3点	
1	ビジョンと戦略	県内企業の現状を理解した上での提案となっており、内容は合理性・計画性・効果性があり、その手法は、県内事業者等に対して実現可能なものとなっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2	事業背景の理解	「清流の国ぎふ」創生総合戦略や県の産業を支える人材の育成・確保の状況、新型コロナウイルス感染症への対応など、事業背景を理解した提案であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計		30点満点					

(2) 事業の実施計画に関する評価

評価項目		評価基準点					
		10点	8点	6点	4点	2点	
1	相談窓口の設置・運営に関すること	企業への人材確保に関する相談支援について、その配置人員の能力や対応方法が具体的かつ適切で、効果が十分に見込めるものか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
		求職者への相談支援について、その配置人員の能力や対応方法が具体的かつ適切で、効果が十分に見込めるものか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3	出張相談会等の開催に関すること	企業向けの出張相談について、実施方法(実施時期・回数・地域・規模・企画内容等)が具体的かつ適切で、県内各地の企業ニーズにきめ細かく対応できるよう工夫されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
		求職者向けの出張相談について、実施方法(実施時期・回数・地域・規模・企画内容等)が具体的かつ適切で、求職者のニーズにきめ細かく対応でき、県内就職に繋がるよう工夫されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
5	セミナーの開催業務に関すること	企業向けセミナーの実施方法(実施時期・回数・地域・規模・テーマや企画内容・集客方法等)が具体的かつ適切で、県内企業の人材確保・定着に資する内容となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
		求職者向けセミナーの実施方法(実施時期・回数・規模・テーマや企画内容・集客方法等)が具体的かつ適切で、県内企業就労・県内企業定着に資する内容となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
7	合同企業説明会の開催について	実施方法(実施時期・地域・規模・企画内容等)が具体的かつ適切で、地域バランス・求職者の動向・企業の採用動向等に配慮したものとなっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
8	県外からの人材獲得支援業務について	実施方法(出展するフェアの選定等)は具体的かつ適切で、県内企業の魅力を効果的にPRし、UIJターン就職希望者の獲得効果が十分に見込めるものか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
9	対象者に応じた就労支援について	実施方法(対応のポイント、企画内容等)が具体的かつ適切で、一般求職者・若年継続求職者など対象者の特性に応じた支援であり、効果が十分に見込めるものか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
10	広報業務について	事業内容が対象者に効果的に伝わり、利用が促進されるよう、工夫されているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
11	その他事業運営に係る事項の企画提案	上記1～10に含まれない部分において、委託費の範囲内において効果的に企業の人材確保支援、求職者等の就労並びに県内定着を促進する工夫がされているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計		115点満点					

(3) 業務を適正かつ確実に実施する能力等に関する評価

評価項目		評価基準点					
		5点	4点	3点	2点	1点	
1	人員体制(スタッフの知識・経験・スキル)	企業や求職者への相談支援を実施するうえで、十分な知識や経験、あるいは資格を有する者が配置されているか。 ・事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が組まれているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2	サポート体制	本社・本部からの適切なサポート体制が十分に用意されており、その体制・内容により事業成果の向上が期待できるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3	経営基盤	提案者の経営基盤が安定しているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4	県内関係団体等との連携体制	県内関係団体等との連携が構築され、事業を効果的に推進する体制が組まれているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
5	事業費の妥当性	事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計		30点満点					

(4) 社会的課題への取組に関する評価

評価項目		評価基準点						
		5点	4点	3点	2点	1点	0点	
1	社会的課題への取組	「仕事と家庭の両立支援」(2点)、「障がい者雇用」(2点)、「若者の採用・育成」(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5点	4点	3点	2点	1点	0点
小計		5点満点						